

近運自二第928号

認 可 書

日の丸ハイヤー 株式会社

令和7年11月14日付けをもって申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更は、下記の条件を付して別紙のとおり認可する。

記

今後、運賃改定が行われた際に、認可運賃が実質的に自動認可運賃の下限を下回る運賃となった場合には、認可に新たな自動認可運賃の適用の日から原則1年の期限を付すこととする。

令和7年11月20日

近畿運輸局長 服部 真樹



別紙 系氏

1. 適用する営業区域

兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、明石市（魚住町瀬戸川以東に限る。）、川西市、川辺郡及び大阪府豊中市及び池田市のうち大阪国際空港内の地域に限る。

（ただし、上記のうち現に許可を受けている区域に限る。）

2. 距離制運賃

- ① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）による特定地域及び準特定地域（福祉輸送サービスを行う場合を除く。）

(1) 初乗運賃

法第16条の4第1項に基づき近畿運輸局長に届け出たもの。

(2) 加算運賃

法第16条の4第1項に基づき近畿運輸局長に届け出たもの。

(3) 時間距離併用運賃

法第16条の4第1項に基づき近畿運輸局長に届け出たもの。

(4) 運賃の割増及び割引

2. 距離制運賃②(4)に同じ。

② ①を除く営業区域又は福祉輸送サービスを行う場合

(1) 初乗運賃

特定大型車	1.3キロメートルまで	750円
大型車	1.3キロメートルまで	720円
普通車	1.3キロメートルまで	700円

(2) 加算運賃

特定大型車	172メートルまでごとに	100円
大型車	190メートルまでごとに	100円
普通車	225メートルまでごとに	100円

(3) 時間距離併用運賃

特定大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分5秒間までごとに	100円
大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分10秒間までごとに	100円

普通車 時速10キロメートル以下の運行時間について

1分25秒間までごとに 100円

(4) 運賃の割増及び割引

深夜及び早朝割増	2割増
身体障害者割引	1割引
知的障害者割引	1割引
遠距離割引（9,000円を超える金額について）	1割引

3. 迎車回送料金

迎車のための回送距離について1.0キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。

4. 時間制運賃

- ① 法による特定地域及び準特定地域（福祉輸送サービスを行う場合を除く。）

(1) 運賃

法第16条の4第1項に基づき近畿運輸局長に届け出たもの。

(2) 運賃の割引

4. 時間制運賃②(2)に同じ。

② ①を除く営業区域又は福祉輸送サービスを行う場合

(1) 運賃

特定大型車	30分間までごとに	4,450円
大型車	30分間までごとに	4,100円
普通車	30分間までごとに	3,600円

(2) 運賃の割引

身体障害者割引	1割引
知的障害者割引	1割引

5. 適用方法

(1) 車両

特定大型車 道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が9名以上のもの。

- 大 型 車 以下のいずれかに該当する自動車。
- 一 普通自動車のうち排気量が2リットルを超えるものであって乗車定員が7名以上のもの（特定大型車を除く。）。
 - 二 普通自動車のうち排気量が2リットル（ハイブリッド自動車にあっては2.5リットル。）を超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
- 普 通 車 以下のいずれかに該当する自動車。
- 一 普通自動車又は小型自動車のうち特定大型車及び大型車に該当する自動車以外のもの。
 - 二 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
- 備 考
- 1 自動車の大きさ等については、自動車検査証に記載されている諸元を基準とする。ただし、特殊なバンパーを装置した自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。
 - 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車（軽自動車を除く。）については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。
 - 一 次号に掲げる自動車以外の自動車
 - ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車
 - イ 乗車定員が6名以下のもの 普通車
 - 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車
 - ア 普通自動車 普通自動車
 - イ 小型自動車 小型自動車
 - 3 上記の車種区分において、ハイブリッド自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

(2) 距離制運賃及び料金

- イ. 距離制運賃及び迎車回送料金は、メーター器の表示額による。
- ロ. 距離制運賃の算定は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの運送について行う。

- ハ. 時間距離併用運賃は、走行が時速10キロメートル以下になった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。
ただし、迎車のための回送区間及び高速自動車国道及び道路法第48条の2第1項により指定された自動車専用道路（取付道路進入地点から退出地点までの区間に限る。）を走行する場合は適用しない。
- ニ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作すること。
- ホ. 深夜及び早朝割増を適用する時間は、午後10時から翌朝午前5時までとする。
- ヘ. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者について適用する。
- ト. 知的障害者割引は、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者について適用する。
- リ. 身体障害者割引又は知的障害者割引の算定は、メーター器の表示額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- ヌ. 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、メーター器の表示額のうち9,000円と、これを超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- ル. 身体障害者割引又は知的障害者割引若しくは高齢者割引は、重複して適用しないものとする。
- ヲ. 身体障害者割引又は知的障害者割引と他の割引制度が重複して適用される場合の運賃及び料金の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額をメーター器の表示額から減じた額とする。
- ワ. メーター器は、迎車のための回送料金を適用する場合、以下の機構を有するものであること。
 - (ア) 迎車のための回送距離が1.0キロメートルを超える場合は、1.0キロメートルを超えたときから料金の積算機構が停止するものとする。
ただし、実車走行となった場合は、初乗距離に至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、初乗距離を超えたときから加算運賃が積算される機能を有するものであること。
 - (イ) 迎車のための回送距離が1.0キロメートル以内であるときは、実車走行となっても初乗距離に至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、初乗距離を超えたときから加算運賃が積算される機能を有するものであること。
- カ. メーター器は、高速自動車国道及び道路法第48条の2第1項により指定された自動車専用道路（取付道路進入地点から退出地点までの区間に限る。）を走行する場合は、時間距離併用運賃の積算が停止する機能を有するものであること。

(3) 時 間 制 運 賃

- イ. 時間制による運賃は、観光用、冠婚葬祭用等で距離制により難く、かつ時間制によることを特約した場合に適用する。
- ロ. 時間制による運送契約は営業所のみにおいて行い、運転者と旅客との運送契約は認めない。
- ハ. 時間制による時間の計算は、通常、車庫、営業所又は駐車場を旅客の要求により発車した時から運送を終わるまでの時間による。
- ニ. 時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。
- ホ. 時間制による運賃には、割増及び遠距離割引は適用しない。
- ヘ. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者について適用する。
- ト. 知的障害者割引は、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者について適用する。
- チ. 時間制による身体障害者割引又は知的障害者割引は、上記により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- リ. 身体障害者割引又は知的障害者割引は、重複して適用しないものとする。
- ス. 時間制による契約の場合は、メーター器にカバーを用い前面に「貸切」の表示をすること。

附 則

1. この運賃及び料金の実施期日は、令和7年11月27日とする。